

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を那珂川市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 25 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男

那珂川市監査委員 國 廣 政 則

## 記

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の種類

財務監査（定期監査）

#### 2 監査の対象

市民生活部

税務課 収納課 安全安心課 市民課 環境課 人権政策課

#### 3 監査の範囲

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行状況

#### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

#### 5 監査実施日

令和 6 年 10 月 10 日（木）税務課 収納課 安全安心課

令和 6 年 10 月 11 日（金）市民課 環境課 人権政策課

#### 6 監査の実施内容

事前に関係書類の提出を求め、提出された関係書類にもとづいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に事務処理されていると認める。